

役員の選挙に関する細則

2000年10月4日制定
2001年11月30日改正
2003年3月11日改正
2004年3月改正
2013年1月10日改正

(選挙管理委員会)

- 第1条 1. 役員会は選挙管理委員会を設置するものとする。
2. 選挙管理委員会は、婦人部担当理事1名、事務局1名、現役員1名、かとれあ会に在籍する女性個人会員、または個人会員の女性配偶者から2名を公募し、その5名によって構成され、役員会が任命する。
3. 委員会は互選により選挙管理委員長候補を選定し、役員会がこれを承認するものとするが、役員は委員長に就任する事は出来ない。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を召集し、且つその議長をつとめるものとする。
5. 選挙管理委員会は本規則に従い選挙を実施し、且つ管理する。また次の事項及びその他選挙に関して必要な事項を決定する。
(1) 選挙実施に関する日程及び時間割編成
(2) 選挙実施に関する諸文書様式の制定
(3) 投票場及び開票場の決定
(4) この規則に定めるものの他、選挙の施行に関する手続きの決定
6. 選挙管理委員会は、投票の秘密を守り、公正選挙のためにあらゆる方法と注意を払わなければならない。

(選挙の実施時期)

- 第2条 役員の選挙は、本会則（総会）14条a)に基づき開催される年次総会の以前に実施されるものとする。

(告示)

- 第3条 役員の選挙に関する告示は、選挙管理委員会が投票締切日の少なくとも28日以前に行うものとする。

(選挙権)

- 第4条 会員a)及び会員b)が各1票の選挙権を有するものとする。

(選出役員定数)

- 第5条 本会則（役員会）5条a)に定める通り15名までとする。

(被選挙権者)

- 第6条 告示日の前にかとれあ会に在籍する会員a) b)ただし、かとれあ会役員経験者、申し合わせのある日本人学校PTA役員、インターナショナルスクールSPTA/コミッティ/カントリーコーディネーターを除く。尚、推薦立候補の場合はその限りではない。

(候補者の推薦手続き)

- 第7条 1. 選挙管理委員会は、告示日以降2週間、2名以上の会員a) b)から推薦され且つ推薦受諾をした候補者の申請を受け付けるものとする。
2. 会員a) b)は、他の会員a) b)1名を候補者として推薦する権利を有するものとする。
3. 推薦立候補者の受付は、所定の用紙により行うものとする。
4. 選挙管理委員会は推薦立候補者の受付の終了後、候補者氏名、会員番号をクラブの掲示

板に掲示し、且つ郵送などにより、選挙権を有する全会員にこれを通知するものとする。

(選挙の方法)

- 第8条 1. 選挙は無記名投票とし、候補者より3名までを選び投票用紙に記入し、投票期間中に指定された投票場へ郵送または持参のいずれかの方法で行うものとする。但し、郵送による投票は投票締切時刻以前に配達されたもののみを有効とするものとする。
2. 推薦立候補者が15名以下の場合、全員当選したものと見なし投票は行わないものとする。
3. 選挙管理委員会は推薦立候補者が15名に満たない場合、役員会にはかり、必要が認められれば、全有権者に選挙人名簿・投票用紙を遅滞なく送付するものとする。名簿には、被選挙除外者、推薦立候補者を明記する。
なお、推薦立候補者が15名に満たない場合でも、役員会で承認が得られれば（役員会が活動可能と見なせば）投票による選挙は行なわないものとする。

(開票)

- 第9条 開票は、投票締切日の翌日、選挙管理委員会が行なうものとする。

(投票の効力)

- 第10条 次の投票は無効とする。
① 所定の投票用紙を用いていないもの。
② 投票用紙に記入された事項が明確でないもの。
③ その他の理由で、選挙管理委員会が無効と判定するもの。

(当選者)

- 第11条 1. 有効投票による得票数の多い候補者から順次役員定数までを当選者とするものとする。
2. 当選者を定めるにあたり、得票が同点になった場合、選挙管理委員会は同点得票者の出席を求め抽選で当選者を決定するものとする。

(当選者の発表)

- 第12条 1. 選挙管理委員会は、開票後速やかに選挙結果、当選者及びそれに次ぐ得票者若干名の氏名の発表を行い、役員就任確定者の氏名の発表を行うものとする。
2. 当選者の発表は、年次総会、クラブハウス内への掲示及びクラブのニュースレターへの掲載によって行うものとする。
3. 選挙権者及び被選挙権者は推薦人の氏名、選挙結果について選挙管理委員会が保管する関係文書を閲覧する権利を有するものとする。

(互選会)

- 第13条 選出役員の役割分担を決定する。

(役員欠員)

- 第14条 1. 役員に欠員が生じた場合、役員会で欠員の補充が必要かどうかを検討し、決定する。
2. 欠員を補充する場合、直前の選挙における次点者を役員候補者とする。
3. なお、次点者がいない場合、会長が役員候補者を決定する。
4. 上記2、3による役員候補者は、役員会の承認をもって役員に就任するものとし、その任期は前任役員の任期を引き継ぎ、次の年次総会までとする。

(細則の改定)

- 第15条 この選挙細則の改定は役員会の決議によるものとし、改正点はクラブ施設内での掲示、ニュースレターにより会員に周知させなければならない。

以上